

質問に入ります前に、高橋辰夫先輩のご逝去を悼み、心からお悔やみを申し上げます。高橋先輩とは、議会改革検討委員会の場で様々な議論をさせていただきました。ご案内の通り、八丈町議会では議員定数が14名から12名へと削減されました。大島町議会においても、議員定数削減についての議論が、活発に交わされる必要があるのではないかと考えています。議会改革に熱い想いをお持ちであった高橋先輩の想いを胸に、この任期中の議員定数削減の実現に向けて、微力ながら力を尽くしてまいりたい所存です。

もう一点、質問の内容の住民参加、官民連携、地域コミュニティの活性に関連するので、触れさせていただきます。昨日は、広報にも掲載があったように、大島・ハワイ親善交流協会の設立総会が開催されました。協会長に就任された岡山商工会長を中心に、役員の方々の皆さまのご努力下、来年の姉妹島盟約60周年に向けて、また今後の交流促進に向けて大きな一歩を踏み出す、素晴らしい一日となりました。大島町役場としても、積極的なバックアップをお願いしたいと思います。

#### ○大島町役場としての情報発信の在り方について

それでは質問に入ります。まず大島町役場としての情報発信のあり方について伺います。建設課では、本年7月よりTwitterの運用が開始され、積極的な情報発信がなされています。ご案内かと存じますが、町営住宅の募集、除草作業、悪天候時の道路利用や工事現場、所管施設の利用に関する注意喚起等を発信して頂いています。

町職員として当たり前前の日常業務を発信することは、少し照れ臭いという考えが、もしかしたらあるのかも知れませんが、住民の皆さまからは「こうした発信が積極的になされることで、町政運営が目に見えるし、自分たちにも何か出来ることはないか、協力したくなる」と大変高い評価を頂いております。

特に、町職員が公共施設の除草作業・清掃作業等に汗を流す様子を発信することで、既に維持管理において、住民参加を促すことにも繋がっています。

例えば、メモリアル公園のスポーツ広場では、スケートボード愛好家の皆さまが、積極的に清掃活動に取り組んで頂いていますし、吉谷公園で鶴崎勝彦議員を中心に、地域の皆さまのご尽力により、開催されていた恒例の夏のラジオ体操では、参加者の方が、草むしりに汗を流して頂いていました。

こうした官民連携の小さな動きをきっかけに、今後、他の自治体のように、例えば草刈り機等の貸し出しのシステムの構築によるボランティア活動の推進や、それぞれの地域団体をまとめあげ、新島村のように町会・自治会の制度を確立し、東京都の「地域の底力発展事業」等を活用することで、町長の掲げる地域コミュニティの活性化へと繋げていくことが出来るのでは、と期待しています。

大島町役場としての SNS による情報発信については、建設課だけでなく、観光課、また伊豆大島ジオパークでは女性職員の方々が、女性ならではの視点で親しみのある投稿を積極的に頑張っていますし、給食センターや図書館、海市場や海のふるさと村の職員の皆さまも、それぞれ継続して発信をして頂いています。

これまで、防災大島 Twitter にて情報発信はして頂いていますが、防災大島 Twitter の投稿内容は、そもそも制約の多い中で、許可を得た、防災無線にて放送された内容に限定されており、投稿時間も防災無線の放送後ということで、残念ながら SNS のメリットを活かしきれていないのではないかと感じます。

よって、建設課や観光課、図書館や給食センター等のように、各課・各所管施設に対して、それぞれ権限が与えられ、積極的な情報発信が展開されることが望ましいのではないかと考えます。

建設課長に伺います。建設課 Twitter 運用開始に至った経緯と投稿までの決裁方法についてお聞かせください。

町長に伺います。SNS を活用した情報発信とは、縁遠い部署と捉えられがちだった、建設課による Twitter 運用開始をどのように評価しているのか。また今後、他の各課・各所管施設においても、HP・広報おおしまだけでなく、SNS を活用して積極的な情報発信に取り組むよう指示することが「行政の実態を常に周知して理解と協力を求めます」という町長の所信通りの町政運営に繋がると考えますが、所見を伺います。

次に情報発信に関連して観光課長に伺います。毎朝の岡田港出帆の防災無線について、2020 年実績では 273 日でしたが、今後も元町港出帆の放送を実施せず、岡田港出帆の放送のみを実施し続けることは、第 6 次基本計画の「観光客への心のこもったおもてなしで島の魅力を向上させ、リピーターのみならず来島者の口コミや様々な情報発信により新規の観光客の来島を促進します」とは矛盾し、日帰りの観光客が早朝便で岡田へ着いてその日が元町港出帆であった場合や、1 泊以上する観光客に対して混乱を生じさせることに繋がる情報発信なのでは、と危惧しております。

平均して年間 250 日以上、岡田港出帆が続いている近年の実績を見れば、今現在の基本の出帆港は岡田港のはずです。防災無線の所管課は政策推進課であることは理解しておりますが「観光客への心のこもったおもてなし」を第 6 次基本計画で掲げている観点から、今後の観光地としての伊豆大島のイメージを考え、元町港出帆の放送の必要性について、観光課長の所見を伺います。

次に、大島町新型コロナウイルス感染症対策本部として、発信しているメッセージについて町長に伺います。メッセージの中で「不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、公的機関の提供する正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします」との文言がありますが、今現在の大島町役場としての情報発信は、この文言通りの対応(人権侵害につながることはないような正しい情報提供)となっていると考えているのか、所見を伺います。

もしそうではない(正しい情報提供がなされていない)と考えているのであれば、今後どのように改善していく考えなのか、お聞かせください。

#### ○大島町役場としての意思決定のプロセスについて

続いて、コロナ禍における各種イベント・行事について、開催・中止の判断における、大島町役場としての意思決定のプロセスについて伺います。

7 月に「聖火リレー全面中止要請」をしておきながら「夏の遊泳場及び観光プールの開放」を実施し、その上で「大島町体育祭水泳大会中止」を決定した大島町の判断は、整合性が取れないのではないか、という趣旨のご指摘を数多く住民の皆さまから頂いております。

私自身は、ウィズコロナの中で、社会・教育・経済活動が展開されていくべきだという考えを今現在持っておりますので、聖火リレーも水泳大会も感染対策の上、実施して頂きたかったという考えであり、中止判断をされたことを、大変残念に思っています。

一方で、夏の遊泳場、及び観光プールの開放の判断をして頂いたことは、観光振興の面でも地域振興の面でも大変ありがたく、その判断を支持しております。

ちなみに一年前の GW には、私は自発的に、竹芝で観光客に対して「今は大島に来ないで」と町長のメッセージを持って訴えていましたので、変節だという私へのご批判は当然あるかと思えますし、それはもちろん受け止めます。

それでは、観光課長に伺います。今夏の遊泳場及び観光プールの開放について、どのようなプロセス(不特定多数の観光客が訪れるリスクの検討や、開放にあたっての制約の設定)を経て開放の判断に至ったのか、お聞かせください。

教育長に伺います。聖火リレー全面中止要請と、大島町体育祭水泳大会中止について、どのようなエビデンスに基づいて中止要請、中止判断をされ、また規模縮小開催に向けた代替案の精査はどのように実施されたのか、具体的にお聞かせください。

そして、今後の各種イベントや行事の開催・中止判断については、これまでの経験をどのように活かして、エビデンスの検討や代替案の精査を実施されていくおつもりなのか、「大島町体育祭体育レクリエーション大会」を例に、その考えをお聞かせください。(町レクをどのように工夫して開催する考えなのか、どうなった時に中止と判断するのかを教えてください。)

#### ○大島町役場職員のモチベーションについて

続いて、大島町役場職員のモチベーションについて伺います。

まず、喫煙者・非喫煙者のどちらの立場も尊重する、公平感のある職場環境づくりの必要性について伺います。

国際オリンピック委員会は「たばこのない五輪」を掲げており、東京五輪・パラリンピック組織委員会は、競技会場の敷地内について加熱式たばこを含めて全面禁煙としていました。東京大会は近年の五輪で最も「たばこのない」環境になるはずでした。喫煙者の方は肩身の狭い思いをされているかと思います。

しかし、タバココミュニケーションという言葉が存在するように、喫煙所の存在は、単に休憩・リフレッシュするだけの場所ではなく、年齢も部署も立場も異なる職員が交流し、ざっくばらんに会話をすることができ、ネットワーク構築の面でも非常に有効だと考えています。またリラックスしているせいか、本音を聞き出すことができ、それを仕事に活かせるメリットもあるかと思います。そのメリットについては、私自身も実感しており、たまに喫煙所にお邪魔をさせて頂いております。

このような仕事場以外でのコミュニケーションは、より良い仕事をするための潤滑油になり、こうした喫煙所の存在は大切だと考えています。

一方、非喫煙者には、こうしたコミュニケーションの場と、喫煙者と異なり、気軽に「一服いってきます的な時間の確保」が許されていないように感じます。

総務課長に伺います。喫煙者・非喫煙者のどちらの立場も尊重する、公平感のある職場環境づくりが必要と考えますが、今現在の対応と今後の展望について、所見を伺います。

また、今後、喫煙者のためには、特定屋外喫煙場所の設置を検討する必要があるかと考えます。そして非喫煙者のためには、喫煙所的な交流スペースの確保が必要かと考えます。私案としては、議会と協議の上、議員控室を交流スペースとして積極的に活用して頂くのも一案かと思いますが、それぞれ所見を伺います。

次に町職員の名刺所持の必要性について伺います。今現在、名刺を所持していない町職員が何名かいらっしゃるかと思いますが、その理由については、どのように把握されているのか。また、町政に対する責任感や信頼感の観点から、全職員が所持する環境を町として整えるべきと考えますが、総務課長の所見を伺います。

最後に統括課長の設置について、町長に伺います。特に重要かつ困難な事務をつかさどる課長の職として統括課長を設置されていますが、特に重要かつ困難な事務とは何と定め、どのような役割を統括課長に指示しているのか、お聞かせください。また、統括係長は複数名設置されていますが、今後、統括課長も2名以上設置される可能性があれば教えて下さい。

また町職員のモチベーションマネジメントについても、特に重要かつ困難な事務の一つとして位置づけ、取り組まれていくべきと考えますが、所見を伺います。既に取り組まれているという事であれば、その内容についてお聞かせください。以上で壇上での質問を終わります。

## 9月 議会定例「一般質問答弁書」

建設課長 植松 隆

R3.9.1 作成

届出5 2番 清水 議員 (60分)

建設課 Twitter に関する質問にお答えいたします。

1 点目に運用開始に至った経緯について

大島町メモリアル公園開園を機に、メモリアル、吉谷の2つの都市公園をはじめ、町営住宅や町道などについての最新情報を発信することにより、施設利用の理解や推進を図るとともに、町営住宅の募集、町道の通行止等の状況周知を目的としております。

2 点目の決済方法につきましては、「大島町文書管理規定」並びに「大島町事務先決及び代決規程」に従い、町長決済の甲決済を受けて起案し、内容の更新は課内承認で処理しております。

以上で説明を終わります。

### 【資料】

- ・大島町文書管理規定(第16条、第18条、第30条関係)
- ・大島町事務先決及び代決規程(第3条、第8条関係)

清水 議員

○大島町役場としての情報発信の在り方について

「観光客への心のこもったおもてなし」を第6次基本計画で掲げている観点から、今後の観光地としての伊豆大島のイメージを考え、元町港出帆の放送の必要性について、

及び、

○大島町役場としての意思決定のプロセスについて

今夏の遊泳場及び観光プールの開放について、どのようなプロセスを経て開放にいたったのか、

について、観光課より回答いたします。

まず、情報発信の在り方についてですが、町では、「大島町防災行政用無線局管理運用規定」があり、統括管理者は副町長、管理責任者は防災対策室長、通信取扱者は広報広聴係と規定されています。この規定の趣旨では、「大島町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する大島町防災行政用無線局の管理について、電波法及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」と規定されています。担当部署においては、様々な制約の中で災害対策及び住民福祉のため、利活用されていると理解しています。観光課としては、防災行政用無線が「観光客のおもてなし」のツールではないため、運用ルールを順守し、他の手段、SNS等での周知を図っていければと思います。ちなみに、ご存じとは思いますが、大島町役場ホームページ、大島観光協会ホームページでは、トップ画面より東海汽船の運航状況へリンクを貼っています。

遊泳場及び観光プールの開放については、国及び東京都の措置内容を確認し、昨年度の状況等を検証し、町長に報告、支持を仰ぎました。その後、大島町感染症対策本部会議で報告し、特段、開設に対する反対意見等ありませんでしたので、遊泳場及び観光プールの開設を決定しました。

以上、よろしく申し上げます。

清水議員 「大島町役場としての意思決定のプロセスについて」 令和3年9月

定例議会 教育長 答弁

清水議員ご質問の「大島町役場としての意思決定のプロセスについて」の中の「聖火リレー全面中止要請」「大島町体育祭水泳大会中止」について、それぞれのエビデンスの検討や代替え案の精査はどのように実施され、その結果、開催、中止の判断に至ったか、についてお答えします。

初めに聖火リレーについて、ルート(コース)の選定の基本的な考え方については、オリパラ準備局より4つ示されたものがありましたが、その中の一つで、「聖火が通ることによって人々に新たな希望をもたらすことが出来る場所～災害などの困難にあい復興に向けて努力している場所や災害時に国内外から支援を受けた場所」ということで、土砂災害のあったメモリアル公園の祈りの広場をスタートして元町町内を通過して中の原園地までを8区間でリレーする形で計画し、このことにより土砂災害から大島町が復興している姿を全国の方々にも見ていただきたいかっただと思います。聖火リレーのコンセプトは「希望の道をつなごう」です。

7月15日の当町の聖火リレー、及びセレブレーションの開催に向けて準備を進めていたところですが、7月6日から新型コロナウイルスの陽性患者が数人確認され、濃厚接触者も26人がPCR検査を受けました。7月7日にPCR検査の



結果 17 名が陽性と診断された。職場内感染と思われるが、いわゆるクラスターといわれる集団感染と思われる。感染者の仕事場や地域での行動範囲もよくわからない状況です。8 日になり都への問い合わせをしました。「聖火リレーのスタッフは都内より何人大島へ来られるのか」に対し、70 人から 100 人、その他セキュリティ上警察官が 30 人とのことでした。これとは別に大島警察署員、リレー沿道の関門員 70 人、他、関係者を入れて 200 人は超える人数になり、都内の感染者が増え続けている中で、都内から大勢のスタッフが訪れることは、感染リスクも高くなり不安も伴いました。この時点で都側からは、セレブレーションはやってほしいとの要請がありました。町の方からは週明けの月曜日、12 日には決定したいと伝えましたが、9 日に入り 17 時までに聖火リレー及びセレブレーションを行うか否かの調査がありました。意見照会票の中に、検討にあたっての前提として・公道でのリレーを中止した場合、出発式やミニセレブレーション・セレブレーションは実施できません。また、出発式などのセレモニー会場においてリレーを行うことはできません。・7 月 15 日の大島のセレブレーション会場において、無観客で点火セレモニーのみが可能です。としていました。この前提を踏まえての選択欄は 3 つ、「公道でのリレーを実施したい」「公道でのリレーを中止したい、中止も止むを得ない」「その他」です。町からは、実施したい気持ちに変わりはないが、現在島内で感染者のクラスターも発生している(22

名プラス検査中が9名)の状況である。沿道で聖火リレーを行うことは多くの観客が集まってしまうことになる。また、セレブレーションを無観客で行っても島外からの関係者は100人を超える状況がある。クラスターが出ている中で行えば住民感情からも逆なでする形になってしまう(この逆の思いの方々も多くはあったと思います)。聖火リレー実行委員会が大島でセレブレーション開催にこだわったのは、東京都では14回の開催予定で、内西多摩地域の4町村からは瑞穂町、島しょ地域の9町村からは大島町の開催としていた状況からだと感じています。

聖火リレーやセレブレーションを行うか否かについては大変悩みました、蔓延防止等重点措置が出されている中、感染者が減少傾向にあればよいのですが、感染者は増加していくばかりで、8日には発表された、7月12日から8月22日まで、(現在は9月12日まで延長となっている)緊急事態宣言が都内全域に発出されました、大島は町内での職場のクラスターや他の地域からの感染者も出はじめていることなども含め感染拡大を危惧する材料も多くありました。聖火リレーの中止やセレブレーションの規模縮小については、周りの方々や町長との協議、判断を何度も仰ぎながらの結果でした。オリンピック・パラリンピックが一年延期され、聖火ランナーとして準備されていた方々、ご家族や親類、友人、沿

道で応援下さる方、サポートランナーの子ども達、ボランティアの皆様、会を支えて下さる多くの方々にとって聖火リレーが中止になったことは、残念、無念であったと思います。心からお詫び申し上げます。

次に、町体育祭水泳大会の中止について、教育委員会が関係する町のスポーツイベントや、体育祭関係に関連して、町の諮問機関であるスポーツ推進委員会を6月29日に開催し、水泳大会についての協議を行いました。委員会からは、緊急事態宣言前は、無観客で来賓、保護者等の応援なしで、選手も絞った形で行うという案がありました。校長会は7月13日にありましたが、緊急事態宣言が7月12日に出されている中で、大会をやれるとすれば、保護者に参加することの希望調査を実施したうえで実施、行うための根拠が必要。7月21日から夏季休業になるので7月19日までには決定してほしい。また19日は代表者会議も予定されている、休業中の大会前には、サマースクールや水泳指導も予定しているので早めに決定してほしい、などの意見がありました。

水泳大会中止の決定についても、大会長である町長と何度も相談をした結果、中止はやむを得ないと判断されたので7月16日、金曜日に各学校や関係者、保護者に伝えました。中止の理由としては、緊急事態宣言下、都内で3日連続で感染者が1,000人越え、今後も更に増えていくと予測、また、島内においてクラス

ターが発生、陰性と診断された人が日を置いて陽性となった、他の地域からも陽性者が出たこと、島内外の人の流れも多くなっていること、大会前後のバス異動、更衣室内での密、無観客で行った場合でも、児童生徒、役員を数えると約400人、スタート前後の待機、熱中症にも配慮が必要で、テント内などを含め狭いエリアでの密は避けられない。また、競技前後のマスクの着用の面でも頻繁に行わなければならない。また、難しさも伴います。子ども達の安全のためにはやむを得ない決定だと考えています。代替え案については特に協議はしませんでした。8月の後半に開催の思いもありますが、もともと予定にないこと、各学校ごとに全体で記録会もあるので、ひと夏の成果をそこで発揮されることを期待しました。

今後の体育レクリエーション大会をどのように工夫して開催するのか、どうなったときに中止と判断するのか、については、町の全体の交流の場としても、子ども達の体験や発表、切磋琢磨する場所としても大変貴重な大会であります。3年連続での中止は極力避けたいと考えています。コロナ禍での大会の工夫ですが、開閉会式の工夫(簡素化)する、プログラムを工夫する、記録的な種目を中心とする、保育園や婦人会・老人会などの演目は行わない、青年・地区体育会の得点制は設けない、午前中で終われるよう工夫する、控えの待機場所のエリアの区切りはしない、などがあります。これらの内容については先日からも、教育委員

会会議、スポーツ推進委員会、校長会、各学校・青年会・地区体育会を交えた代表者会議などで協議、説明してございます。

参加選手など、青年・一般の各競技の参加については、かなりの人数減になるのではないかと推測していますが、コロナ禍にあっては、致し方ないと考えています。

大会も一か月前となり 10 月 10 日に開催予定ですが、天候不良等で延期の場合は 10 月 17 日となります。

コロナ感染症の緊急事態宣言が一日でも早く解除されることを願っていますが、都内・島内の今後の感染状況を見据えながら相談していきたいと思います。

以上

清水 議員の「大島町役場職員のモチベーションについての1点目  
喫煙者・非喫煙者のどちらの立場も尊重する、公平感のある  
職場環境づくりの必要性についてお答えします。

喫煙所の存在というのは議員の仰せのとおりリラックスでき、ざっくばらんに話ができる場と私も考えております。これは喫煙者・非喫煙者関係なくその場にきて話をしている方もいらっしゃいますし、本当に本音で話ができるし、職員がいこいの場でもあると思います。

本来なら、喫煙者・非喫煙者がいこいの場として職員の休憩室的な場所を提供しなければいけないのですが、現実にはなかなか確保することが出来ていません。そういう意味では公平感がないと言われても仕方が無いと思います。

ただ、私も事務所等の異動等があるごとになんとかならぬいか、協議検討はしております。しかし、実現出来ていませんので、職員には大変申し訳ないと思っております。

今後は何とかこのような場所、もちろん屋外等も含めて提供できるように検討し職員の仕事がしやすくなる職場環境づ

くりに努力していきます。

議員控室を活用してというのは清水議員の個人的意見ですのでここでの回答は避けさせていただきます。

次に2点目名刺所持の必要性についての質問についてお答えします。

申し訳ありませんが私は名刺を持っている、もっていない職員がいるということの把握はしておりません。公務員として名刺は自分の仕事のうえで必要不可欠なものと、私じたいが考えておりましたので、そのような調査や確認もしておりません。

議員は所持する環境を町として整えるべきと仰せですが、地方財務実務提要の5章 支出 一節 支出の方法の中でこのようにうたわれております。

「名刺は行政の執行上<sup>しっこう</sup>使用されるのみならず、私人としての行為のためにも使用されるものと考えられます。この点からしまして、公費支出することは適当ではないと考えます。」と  
うたわれております。私としても自分で作るべきであり役場が用意するものでは無いと考えます。名刺を持つことにより

名前と顔を覚えていただき仕事に役立てられるし、なにより相手との信頼関係が得られると考えます。強制は出来ないと考えますが名刺を作る環境づくりは心がけます。

あくまでも公費からの支出はいたしません。

(ただし、役場が使用する場合は別です。)

以上です。



清水光一議員

Q 大島町役場としての情報発信の在り方について

A 大島町役場としての情報発信の在り方について、お答えします。

国のデジタルガバメント実行計画が改定され、自治体DX推進計画も発出されるなど、デジタル社会に移行しようとしている今、ツイッターは情報発信の有効な手段の一つかと思います。

町はインターネット等による情報発信が弱い、下手であるとの意見もあり、私も正直に言いまして、このネット社会の分野は苦手で、いまいち理解できない面も多々あります。今後、勉強しなければならないかと思います。

建設課によるツイッターですが、都市公園施設利用や町道の通行止め、町営住宅募集など住民生活に密着した情報を提供しており、今後も住民サービスの一環として期待しているところです。

総体的には、今後、デジタル化の波は一層加速化されると思いますので、これに対応するためにもホームページやツイッターなどネットによる情報発信について、各課・各施設ともに分野横断的な連携を充分図り、整理、推進しなければならないと考えます。

次のコロナ感染症対策本部のメッセージについてですが、いろいろな噂、デマが出る時がありますが、町は、東京都から報告のあるコロナ感染状況に基づき、公表日、新たに公表された患者数、累計患者数、退院等された患者数、現在の患者数を公表しております。個人情報保護等の観点から、この範囲までしか公表できないということをご理解願います。

なお、今現在の情報発信では、質問にある文言通りというにはちょっと弱い感があります。今後は、山田議員さんの一般質問でも答弁しましたが、保健所と連携・協力しながらになります。これまでの感染の傾向や特徴などが分析できれば、このようなことを情報発信し、感染拡大防止に取り組んでいければと思います。

Q 大島町役場職員のモチベーションについて

A 続いて、大島町役場職員のモチベーション・統括課長について、お答えします。

統括課長の職の指定は、次の各号に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な事務をつかさどる課長の職として指定することができると定めています。

定める基準とは、1 課間の調整など、連絡調整を行う課長の職 2 全庁にわたる企画、調整又は管理の事務をつかさどる課長の職 3 豊富な経験、より高度な専門知識等に基づき困難な事務をつかさどる課長の職 の3項目です。

質問の特に重要かつ困難な事務とは何と定め、ということですが、具体的な基

準はありませんが、その時々状況判断によるものです。今でいえば、各課にまたがるコロナ感染症対策事業の総括と橋本議員さんの一般質問でもありましたが、新たな交通体系の構築を指示しています。また、日ごろから全庁にわたる企画、調整、管理事務をつかさどっています。

なお、今後、状況にもよりますが、統括課長を2名以上設置する可能性はあります。

町職員のモチベーションマネジメントについてですが、職員一人ひとりのモチベーションが高まることで、町役場全体の底上げとなり、ひいては住民福祉の向上につながります。組織を運営するに当たって、最も重要な事項です。

モチベーションは一人ひとりに生ずるものであり、人事異動、人事評価等も関係してきますので、私をはじめ特別職、管理職一体となって取り組むべき課題かと思えます。